

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 双友会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市月が丘二丁目 3 番 25 号

(3) 設立認可年月日 平成 29 年 7 月 4 日

(4) 設立登記年月日 平成 29 年 7 月 13 日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	双 木 均	双木歯科医院 管理者
理 事	双 木 裕美子	
同	熊 谷 晶路	
監 事	長久保 美奈	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	双木歯科医院	0330134503	岩手県盛岡市月が丘二丁目 3 番 25 号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 7 月 18 日 令和 6 年度決算の決定

〃 令和 7 年度の収支予算決定

〃 理事及び監事任期満了による改選に関する件

様式 2

法人名 医療法人 双友会
所在地 岩手県盛岡市月が丘二丁目3番25号

※医療法人整理番号 403

財 産 目 録
(令和 8年 5月31日現在)

1. 資 産 額	88,946 千円
2. 負 債 額	38,621 千円
3. 純 資 産 額	50,325 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		61,857
B 固 定 資 産		27,089
C 資 産 合 計 (A+B)		88,946
D 負 債 合 計		38,621
E 純 資 産 (C-D)		50,325

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 双友会

所在地 岩手県盛岡市月が丘二丁目3番25号

※医療法人整理番号 403

貸 借 対 照 表
(令和 8年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	61,857	I 流 動 負 債	6,522
II 固 定 資 産	27,089	II 固 定 負 債	32,099
1 有 形 固 定 資 産	12,052	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	367	負 債 合 計	38,621
3 そ の 他 の 資 産	14,670	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	18,000
		II 積 立 金	32,325
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	50,325
資 産 合 計	88,946	負債・純資産合計	88,946

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-2

法人名 医療法人 双友会
所在地 岩手県盛岡市月が丘二丁目3番25号

※医療法人整理番号 403

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 6月 1日 至 令和 8年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	152,013
2 事業費用	155,988
本来業務事業損失	3,975
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,975
II 事業外収益	4,849
III 事業外費用	46
経常利益	828
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	828
法人税等	45
当期純利益	783

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人双友会

理事長 双木 均 殿

私は、医療法人双友会の令和7会計年度（令和7年6月1日から令和8年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年7月9日

医療法人双友会

監事 長久保 美奈